

宿毛市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を目的として、事前に登録をした者に対しその者に係る住民票の写し等が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により第三者へ交付されたときに通知する制度（以下「本人通知制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、住基法及び戸籍法並びにこれらに基づく政令その他の関係規程において使用する用語の例による。

2 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住民票の写し及び戸籍の附票の写し並びに消除された住民票及び戸籍の附票の写し。ただし、住民票の写し及び消除された住民票の写しについては、住基法第7条第5号に掲げる事項が記載されたものに限る。

(2) 戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録された事項を証明した書面のうち全部事項証明書又は個人事項証明書

3 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(2) 住基法第12条の3又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

(3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2第1項及び第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度を利用するための事前の登録（以下「事前登録」という。）ができる者（以下「対象者」という。）は、事前登録を申請する日において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市において、住民基本台帳に記録されている者又は消除された住民票が保存されている者

(2) 本市において、戸籍の附票が作成されている者又は消除された戸籍の附票が

保存されている者

(3) 本市において、戸籍が編製されている者又は除かれた戸籍が保存されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象者とし
ない。

(事前登録の申請)

第4条 対象者は、本人通知制度を利用しようとするときは、宿毛市本人通知制度
事前登録（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により
市長に申請しなければならない。

2 対象者は、前項の申請に当たっては、本人による申請であることを証するため、
個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若し
くは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）を提示し、又は提出
しなければならない。ただし、市長が提示又は提出の必要がないと認める場合は、
この限りでない。

3 第1項の申請を代理人によりしようとするときは、当該代理人は、前項に定め
るもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、
又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本
市に備付けの公簿等により当該資格を確認できる場合は、これを省略すること
ができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

4 対象者又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民
間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6
項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特別信書便事業者
による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ないと市長が認める理由により直接申請をすることがで
きない場合

(2) 本市以外に居住している場合

(事前登録)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を
審査し、適当と認めるときは事前登録を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、事前登録を認めた対象者（以下「事前登録者」と
いう。）について、宿毛市本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号）に必要な
事項を記載するものとする。

(適用期間)

第6条 本人通知制度を適用する期間（以下「適用期間」という。）は、事前登録をした日の翌日から起算して3年とする。ただし、事前登録の翌日及び、適用期間の終了日が宿毛市の休日（平成元年宿毛市条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる時は、その日以降に最も近い市の休日でない日とする。

2 事前登録者は、適用期間の更新を希望する場合は、適用期間の満了の日の1月前から満了の日までの間に、市長に申請書を提出し、更新の申請をしなければならない。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

4 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、適用期間の更新が適当と認めるときは、期間を3年延長するものとする。

5 市長は、適用期間が満了する日の1月前までに、本人通知制度適用期間満了通知書（様式第5号）により、登録者に適用期間が満了する旨を通知するものとする。ただし、第2項の規定による申請が行われているときは、この限りでない。

（事前登録の変更又は廃止の届出）

第7条 事前登録者は、氏名、住所その他申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、宿毛市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する届出について準用する。

3 事前登録者は、前項の規定により準用する第4条第2項及び第3項の規定により本人又は代理人であることを証する書類等（以下「証明書類等」という。）を提示し、又は提出した場合において、なお、提示等した証明書類等以外の証明書類等（以下「その他の証明書類等」という。）の提示等を市長から求められたときは、その他の証明書類等を提示し、又は提出しなければならない。

（住民票の写し等交付通知）

第8条 市長は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、当該事前登録者又はその法定代理人に対し、宿毛市住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 住基法第12条の3第4項第5号（住基法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。

(2) 戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。

(3) その他市長が特別な事情があると認めたとき。

（事前登録の抹消）

第9条 市長は、事前登録者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事前登録者に係る事前登録を抹消するものとする。

(1) 第6条第2項の規定による事前登録の更新の申請がなされないまま適用期間が満了したとき。

(2) 第7条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(3) 事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(4) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権により消除されたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。